

武藏野市 男女平等の推進に関する条例

ガイド

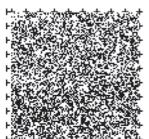
自分らしく
生きるって
なんだろう



武藏野市では、一人ひとりの命と人権が守られ、「自分らしい生き方」のできる男女平等社会を目指し、「武藏野市男女平等の推進に関する条例」を定めています。

平成29(2017)年4月1日施行

この冊子には、各ページに音声コード（二次元バーコード）が印刷されています。スマートフォンの専用のアプリケーション等で読み取ると、記録されている情報を音声で聞くことができます。



「男女平等社会」という言葉を耳にしても、漠然としていてよくわからない、自分には関係ない、と思っているいませんか。実は、わたしたちの生活のなかのあらゆる場面に存在する、とても身近なテーマなのです。

おかしいなと感じたことは？

家庭で

身近な「困ったな…」



- 夫が外で働き、妻が家で家事・育児・介護などをすることを当たり前だと押しつけられている。

学校で

学校で

身近な「困ったな…」



- 身体や性に関する正しい知識を教えられていない。

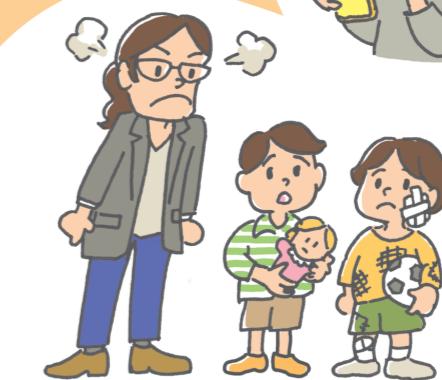


- 夫・妻・恋人などからの暴力(DV・デートDV)に苦しんでいても、誰にも言えない。

デートDVとは
恋人同士の間で起こる暴力のことです。殴る・蹴るといった暴力だけでなく、ひどい言葉で傷つけることや交友関係を制限すること、避妊に協力しないことなども含まれます。



- 周囲が気になって、自分の本当のセクシュアリティを表現できない。



- 「男の子だから、女の子だから」という性別による決めつけが、本人の個性よりも優先される。

●SNSを利用した性犯罪やリベンジポルノの怖さを教えてもらっていない。



職場で

身近な「困ったな…」

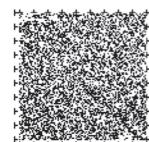


- セクハラやマタハラを受けている。



- 男性が育児をすることに対する周囲の理解が足りず、残業や終業後の付き合いを減らせない。

マタハラ（マタニティ・ハラスメント）とは
妊娠・出産したことや育児のための制度を利用したことなどを理由として、不利益な取り扱いを受けたり、嫌がらせをされたりすることです。心ない言葉を言うことや妊娠・出産を理由とした減給・降格や解雇、自主退職の強制などがあります。



- 男性の管理職ばかりで、企画や運営に女性の視点が入ってこない。

地域で

地域で

身近な「困ったな…」

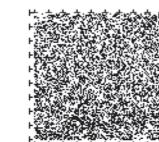
- 避難所に、プライバシーが守られた授乳スペースや物干し場がない。



- 本人の気持ちや事情を考えずに「結婚はまだ？」 「子どもはまだ？」などとたずねられる。



- 子育てと家計の支え手を同時に担うひとり親は、育児や収入面での負担が大きい。



わたしたちがめざす 男女平等社会とは…

市と市民と事業者等が協働してつくりあげる男女平等社会のあり方と、「武蔵野市男女平等の推進に関する条例」の8つの基本理念をご紹介します。

2 固定的な性別役割 分担意識から 自由になること

すべての人が、性別等による固定的な役割分担意識にとらわれることなく、自分の能力や個性を生かして多様な生き方を選べる社会。



実現するためには

- 「男は仕事・女は家庭」といった固定的な性別役割分担意識や、それが反映された社会の制度・慣行にとらわれないことなど



パートナーシップ制度とは?
同性同士でも、異性同士でも、お互いを人生のパートナーとする2人が、安心して暮らしていくように、市長がパートナーシップの届出を受理し、受理した証明書を交付する制度です。

性別等とは?
性別はからだの性だけでなく、自分の性をどううえているかという性自認や、恋愛感情などの性別に向かうかという性的指向など、そのあり方は多様であることを「性別等」という言葉で表現しています。



1 人権の尊重

すべての人が、性別等による暴力や差別的な扱い、人権侵害を受けることなく、ひとりの人間として尊重される社会。

実現するためには

- 性別等によって個人の能力や適性を決めつけないこと
- セクハラやマタハラなどを防止すること
- 性犯罪や配偶者からの暴力（DV・データDV）といった暴力を防止すること
- 多様性を理解し尊重することなど

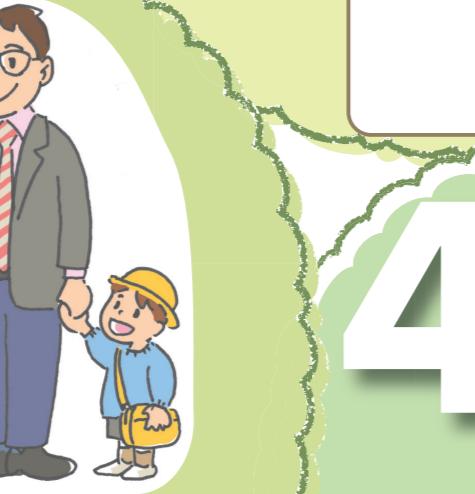
3 立案・意思決定 の場への 平等な参画

すべての人が、性別等にかかわりなく、あらゆる分野における参画の機会が確保される社会。

第3条(3)

実現するためには

- 女性管理職の登用や議会などへの女性の積極的な参画が進むこと
- 災害時の女性の安心・安全を守るために、防災活動においても女性が計画から加わり女性の視点を含めた配慮がなされることなど



4 ワーク・ライフ・ バランスの実現

すべての人が、性別等にかかわりなく、それぞれの協力と社会の支援のもとに、家庭・地域・仕事の場において調和のとれた生活が送れる社会。

第3条(4)

実現するためには

- 長時間労働を見直し、仕事にも家庭生活にも地域活動にも、男女ともに参加できること
- 結婚・出産の時期にも女性が仕事を続けられる、または一度仕事から離れても正規雇用として再就職ができるための支援をすることなど



○○地区避難所



実現するためには

- 子どもを産むか産まないか、いつ産むか、何人産むかなどを決める自由があること
- 男女という枠組みだけでなく、多様な性を認め合うことなど

5 生涯にわたる 性と生殖に関する 健康と権利の尊重

すべての人が、それぞれの性を理解し尊重し合い、セクシュアリティに関する自己決定でき、生涯にわたり健康な生活を営むことができる社会。

第3条(5)

実現するためには

- 高齢者・障がい者・ひとり親家庭などが適切な支援を受けられ安心して暮らすことなど

第3条(7)

実現するためには

- 市や事業者等は、社会のあらゆる場で、直接的または間接的な性別等による差別や、セクハラ・マタハラなどを行ってはいけません。
- 市民は、DVやセクハラなどの性別等を理由とする人権侵害を行ってはいけません。
- 性自認や性的指向を公表するかしないかは、本人の意思によらなければなりません。

第7条

実現するためには

- 市や事業者等は、社会のあらゆる場で、直接的または間接的な性別等による差別や、セクハラ・マタハラなどを行ってはいけません。
- 市民は、DVやセクハラなどの性別等を理由とする人権侵害を行ってはいけません。
- 性自認や性的指向を公表するかしないかは、本人の意思によらなければなりません。

第7条

7 特に困難な状況に ある人などへの支援

性別等だけでなく、それに加えて、障がいがあることなどで複合的な困難を抱える方への支援が行われ、安心して暮らせる環境が整備されている社会。

第3条(7)

実現するためには

- 高齢者・障がい者・ひとり親家庭などが適切な支援を受けられ安心して暮らすことなど



8 教育や学習の 場における意識や 態度の形成

あらゆる教育および学習の場において、男女平等社会を支える意識や態度の形成に向けた取組が行われる社会。

第3条(8)

実現するためには

- 性別等によって差別がされない男女平等教育を実施すること
- 情報を作しく読み解き活用する能力を身につけることができるメディアリテラシー教育を充実させることなど



性別等による 人権侵害を禁止します

市や事業者等は、社会のあらゆる場で、直接的または間接的な性別等による差別や、セクハラ・マタハラなどを行ってはいけません。

市民は、DVやセクハラなどの性別等を理由とする人権侵害を行ってはいけません。

性自認や性的指向を公表するかしないかは、本人の意思によらなければなりません。

第7条

公衆に表示する情報に 配慮しましょう

多くの人が目にする場で情報を発信するときは、性別等による差別や固定的な役割分担、DVやセクハラなどを助長・誘発させる表現をしないようにしましょう。

第8条



苦情の申し立てができます

市が実施する男女平等の推進に関する施策や、男女平等の推進に影響を及ぼすと認められる施策について、苦情を申し立てることができます。

第24条



男女平等推進センター ヒューマンあい



男女平等推進センター(愛称「ヒューマンあい」)は、男女平等を推進するための拠点施設として、さまざまな活動をしています。

役立つ講座やイベントの実施

男女平等社会に広く関心を持っていたため、男女平等に関するさまざまな講座やイベントを開催しています。

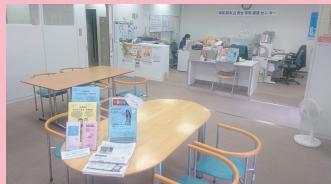
- ・女性の活躍推進
- ・男性の子育て支援
- ・多様性を認める社会についてなど



情報収集と提供

男女平等推進情報誌「まなこ」を発行するほか、市や他の自治体の講座情報などを提供しています。

また図書コーナーには、女性問題をはじめ、育児、介護、暴力、性教育など多岐にわたる男女平等に関する図書が約2,000冊あり、閲覧と貸し出しを行っています。専門書・雑誌からコミックまで幅広く取り扱っています。



▲交流コーナー



▲図書コーナー

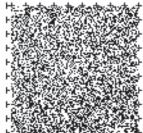
男女平等を推進する団体活動支援

男女平等推進団体として登録された団体に以下の活動支援を行っています。

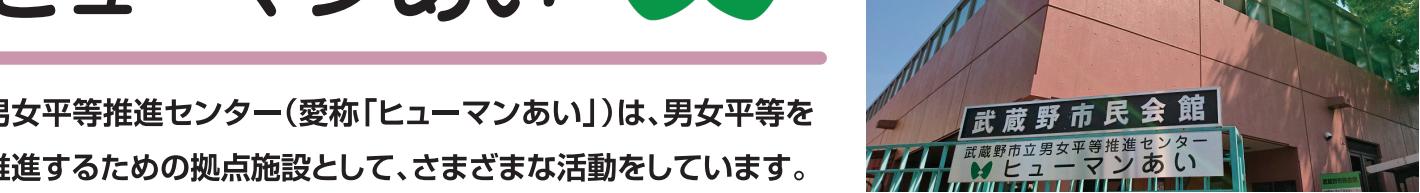
- ・活動補助金
- ・男女平等推進センターの会議室優先利用
- ・ロッカー利用など



▲会議室



武蔵野市男女平等の推進に関する条例ガイド
令和5年3月
編集・発行 武蔵野市市民部市民活動推進課



女性総合相談(1回50分/予約制)

自分自身や家庭・職場・学校での人間関係など、暮らしの中で抱えるさまざまな悩みに女性相談員が応じます。

女性法律相談(1回30分/予約制)

離婚・扶養(養育)・相続などの法律的な対応や手続きについて女性弁護士が相談に応じます。

予約
電話番号

Tel 0422-37-3410

予約
受付時間

午前9時～午後10時 ※木曜・年末年始を除く

むさしのにじいろ相談

性的指向、性自認に関する悩み・相談に専門相談員が応じます。ご家族や支援者の方からの相談にも対応します。

日時

第2水曜 午後5時30分～8時30分

電話相談

Tel 0422-38-5187 (予約不要)

面接相談

Tel 0422-37-3410 (予約制)

調査

男女平等に関する市民の意識調査を実施します。その結果を男女平等推進計画の策定につなげていきます。



利用案内

武蔵野市立男女平等推進センター
ヒューマンあい

〒180-0022 武蔵野市境2-3-7
Tel : 0422-37-3410
Fax : 0422-38-6239
Mail : danjo@city.musashino.lg.jp
開館 : 午前9時～午後10時
木曜・年末年始休館